

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 について

平成 31 年 4 月
総合政策局海洋政策課

1. 背景

船舶からの汚水の排出及び船舶による大気汚染については、海洋環境保全の見地から、MARPOL 条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書）附属書Ⅳ（船舶からの汚水による汚染の防止のための規制）及び附属書Ⅵ（船舶による大気汚染の防止のための規則）において基準が定められており、我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係政省令により規制措置が担保されているところであるが、今般、

- ① 平成 28 年 4 月に行われた国際海事機関（以下「IMO」という。）の第 69 回海洋環境保護委員会（以下「MEPC」という。）において、バルティック海海域での船舶からのふん尿等の排出について、一般海域よりも上乘せされた排出規制が平成 31 年 6 月 1 日に実施されることが決定され、
- ② 平成 28 年 10 月に行われた IMO の第 70 回 MEPC において、船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率の規制基準について平成 32 年 1 月 1 日以後は 0.5 質量百分率を超えてはならないとすることが決定された。

2. 改正の概要

- ① 別表第二を改正し、バルティック海海域における排出方法に関する基準等を定める。
- ② 第 11 条の 10 の表を改正し、一般海域における燃料油の品質の基準を硫黄分の濃度 0.5%以下とする。

3. 今後のスケジュール

閣	議	：平成 31 年 4 月 23 日	
公	布	：平成 31 年 4 月 26 日	
施	行	：平成 31 年 6 月 1 日	一部施行（①部分）
		平成 32 年 1 月 1 日	一部施行（②部分）